

委員長報告

[目 次]

頁

常任委員会

企 画 財 政	21
総 務 県 民 生 活	22
環 境 農 林	22
福 祉 保 健 医 療	23
産 業 労 働 企 業	24
県 土 都 市 整 備	25
文 教	25
警 察 危 機 管 理 防 災	26

特別委員会

自然再生・循環社会対策	27
地方創生・行財政改革	27
公社事業対策	28
少子・高齢福祉社会対策	28
経済・雇用対策	29
危機管理・大規模災害対策	29
人材育成・文化・スポーツ振興	30

企画財政 委員長報告



副委員長 渡 辺 大

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第83号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「当初予算の成立から半年が経過し、令和5年度決算の剰余金も出ているが、現状で、どの程度の財源が残っているのか。また、今後、補正予算を組む際の財源は確保しているのか」との質疑に対し、「財政調整3基金の残高は473億円あるが、このうち、交付税の精算に備えた額等を除いた実質的な残高は約251億円である。このほか、令和5年度決算の剰余金約350億円のうち、国に返還する臨時交付金等を除くと約208億円あり、合わせた約459億円が、現時点で、今後の補正に使える額である」との答弁がありました。

また、「今回の補正予算で、県債を約20億円計上しているが、県債残高の現状はどうか。また、後は、インフラの老朽化への対応など、将来負担とバランスを図りながらも積極的な投資が必要になると考えるが、どのような方針で県債管理を行っていくのか」との質疑に対し、「今回の補正額約20億円を加味した、令和6年度末の県債残高の見込みは約3兆6,432億円である。全体の残高は、令和5年度末と比較すると720億円の減となるが、臨時財政対策債や減収補填債を除く、県でコントロールできる県債残高の見込みは、約1兆7,817億円であり、令和5年度末と比較すると42億円の増となる。県債は、将来に過大な負担を残さないことが大事である一方で、必要な投資の重要な財源であり、バランスも大事である。そのため、地方交付税措置のある有利な県債をできる限り活用して、真に必要な投資を行いつつも、将来的な負担が過度にならないように、県債残高に留意して適切に管理をしていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、会計管理者から「窓口収納におけるキャッシュレス化の推進について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告

副委員長 高橋 稔 裕



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第91号議案について、「履行期限の変更理由の一つとして、住民要望への対応に日数を要したとあるが、どのように対応したのか。また、履行期限への影響はどうか」との質疑に対し、「重機を稼働するに当たり、騒音や振動を低減してほしいとの要望があったため、稼働台数を減らし、稼働時間を制限することで対応した。このほか、近隣住民との工事協定締結の遅れや工事資材の調達の遅れ等により履行期限を変更するものである」との答弁がありました。

次に、第92号議案について、「応札者が1者であるが、応札までの経緯と理由はどうか」との質疑に対し、「本工事の入札参加可能な業者は、名簿上133者あったが、申込み、入札共に1者であり、再入札の結果、4回目以降落札となった。応札がなかった業者に確認したところ、大型工事などを受注しており、技術者の確保ができなかったなどの回答があった。今後も、公正な競争入札はもとより、入札参加の拡大にも努めていく」との答弁がありました。

このほか、第83号議案、第93号議案及び第94号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第3号につきましては、請願者611名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところあります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「国際紛争に関する外交政策についての判断は、正確な情報の基で、紛争の背景などを踏まえ、専門的な知見から国が主導すべきである」と考える。本年6月『ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議』が衆議院及び参議院において可決され、現在は政府において、ガザ地区の人道状況の改善、事態の早期鎮静化に向けて、全力が尽くされている」等

の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「イスラエルは国際世論に背を向け国際法にも違反する攻撃を継続している。今こそ即時かつ恒久的な停戦が不可欠であり、日本政府は人道的見地からも積極的に外交努力を通じて役割を果たすことが重要である」等の意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「複数年の業務委託契約における価格変動への対応について」及び「セクシュアル・ハラスメントの防止について」質問が行われました。

その中で、「物価や人件費が高騰した場合には、複数年契約の途中においても、変更契約を行うべきかと考えるがどうか。また、建設工事のように、スライド条項を契約書に明示すべきであるかと考えるがどうか」との質問に対し、「適正な履行を確保する観点から、業務委託においてもスライド制度などにより契約後の価格変動への対応が必要であり、関係課と調整をしながら制度導入について検討を進めている。また、スライド制度導入後は、契約書にしっかり明示することで価格変動に対応していく」との答弁がありました。

次に、『セクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱』に、具体的な禁止事例を盛り込むべきではないか。また、具体的な禁止事例を周知徹底するべきではないか」との質問に対し、「具体的な禁止事例は、運用通知や職員ポータルサイトで周知している。今後も研修資料の充実を図るなどして、より多くの事例を示していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「令和6年度における指定管理者の選定について」及び「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告

副委員長 権 守 幸 男



環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第84号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「現在、県内で埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の対象となる事業者数ほどの程度と見

込んでいるのか。また、申請件数はどの程度と見込んでいるのか」との質疑に対し、「先行自治体が把握している事業者数や、条例制定前の令和5年に実施した市町村へのアンケート調査結果から、県の管轄として600者程度と見込んでいる。また、申請件数は10件程度を見込んでいる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「みどり認定について」質問が行われました。

その中で、「本制度の情報が現場に届いていない。大規模法人や機械化が進んでいる農業者を減農薬などの政策に誘導していくという本制度の趣旨を理解して広報活動を行ってれば、このようなことは起きないのではないか。また、制度の趣旨を踏まえ、今後はどのように対応していくのか」との質問に対し、「まずは環境に優しい農業に取り組んでいる農業者に対して推進を図ってきたが、全員に周知が行き届かなかったことは良くないと認識している。今後は、慣行栽培の農業者をはじめ、全ての農業者に本制度を知ってもらい、環境に優しい農業に取り組んでもらえるよう、市町村やJAなどと連携して推進を図っていく。また、機械や施設の導入を検討している農業者が、本制度を活用して税制優遇を受けられるよう、農業機械を取り扱う事業者にも周知していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、農林部から「埼玉県農林関係研究機関が育成した品種について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

副委員長 千葉 達也



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第85号議案について、「個別支援計画の作成を義務付けることにより、施設における業務が増加すると考えるが、計画作成に対する支援はあるのか」との質疑に対し、「国において、具体的な計画策定プロセスや計画に基づく支援方法を示した個別支援計画の策定導入マニュアルを作成してい

る。また、本年10月1日から個別支援計画に基づく支援により地域へ移行した実績に応じて施設事務費に加算する制度が新たに設けられた。県では、これらの活用について施設に働き掛けを行い支援していく」との答弁がありました。

次に、第86号議案について、「朝霞児童相談所を設置することにより、どのような効果が期待されるのか」との質疑に対し、「川越児童相談所や所沢児童相談所の所管人口が、いずれも国の示す目安である100万人を下回ることとなり、虐待相談対応件数の平準化が図られる。また、所管区域がコンパクトになることで移動の負担が軽減され、その分の時間を相談対応に充当できるなど、より迅速かつきめ細かな対応が可能となる。一時保護施設も増設され、1施設当たりの入所児童数の減少も見込まれることからきめ細かな対応が可能となる」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第87号議案について、「奨学金に設定する年10%の利息は、他県と比較して適正か。また、利息を付すことで、応募倍率が下がってしまう懸念はないのか」との質疑に対し、「厚生労働省は、適切な金利を設定することを条件とし、具体的な利率は定めていない。38都道府県で10%を設定しており、他の自治体と足並みをそろえた。また、金利を設定している他の自治体において、近年の入試応募者が大きく減少している状況は見受けられず、金利の有無が志願者数に与える影響は大きくないと考える」との答弁がありました。

このほか、第83号議案及び第88号議案についても活発な論議がなされました。

続いて、討論に入りましたところ、第87号議案に反対の立場から、「制度離脱防止を理由に利息を付す内容だが、返済免除や一部免除の要件が規定されていない中で、年利息10%は余りにも重い。医師確保は本県にとって重要な課題だが、個人の意図しない場合への対応は、規則で明確に定めておく必要がある」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました知事提出議案5件について採決いたしましたところ、第87号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第30号議案「埼玉県こども・若者基本条例」の審査について申し上げます。

まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質疑を行いました。

その中で、「本条例策定における問題意識として、何を解決するための条例なのか。また、どのようなプロセスを経て策定されたのか」との質疑に対し、「国において、こども家庭庁の設置や、こども基本法の施行など、こども、若者の成長を後押しする機運が高まっている中、こども、若者をしっかり支援する目的で

プロジェクトチームを昨年6月に設置し、有識者や、70を超える関係団体との意見交換などを通じ、知見を深めてきたとともに、具体的な施策の要望や条例化に向けた提言などをいただいたところである。こうした経緯を経て、子育て、子育てに関する施策の更なる充実・強化に向けて、本県における各施策の充実・強化を図るために、基本的方向性を明確にしていくこと、社会全体で子育て、子育てを支える重要性を広く呼び掛ける必要があると考え、その趣旨を込めた条例案の提案に至った」との答弁がありました。

また、「同様の条例を定める他の都道府県もあるが、本県の条例案の特徴や違いは何か」との質疑に対し、「これまで29都道府県でこども等に関する条例が制定されているが、こどもの権利保障に関する条例や少子化対策に特化した条例など様々である。本県の条例案はこどもの権利保障のみならず様々な施策も含んだ包括的な条例であり、意見聴取、意見反映に関する施策や、横断的に取組を行うための体制などについても規定している」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、議第30号議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「放課後児童支援員認定資格事業の在り方について」及び「障害児通所支援事業所『こどもプラス東松山教室』の行政処分について」質問が行われました。

その中で、「放課後児童支援員認定資格研修で使用される講師の作成したテキストについて、県は監修しているのか。監修していないのであれば、事実でない情報や私見を述べているなどの場合、受講者に対しどのように事実を周知していくのか」との質問に対し、「研修の理解促進のための副教材を講師が作成したものであるが、専門知識を有する者が作成していたため、確認が十分ではなかった。誤りについては修正し、県ホームページに掲載するほか、受講者に対しては、資料を差し替える」との答弁がありました。

次に、「監査等の権限がない市町村に対し、利用に要した費用の返還義務が課されていることは、負担が重いと考える。負担割合や権限等の問題をどのように考えるか。また、自らの市町に当該施設がない場合、どのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「事業所からの返還の有無に関わらず、国や県の過大負担について是正するために、市町村が返還する取扱いになっていると国に確認しているが、この取扱いは市町村の負担が大きく見直しが必要と考える。また、市町村には事業所の指定の権限はないが、障害児通所給付費に関しては事業所に対して報告や文書の提出を求め立入検査を行う権限があると児童福祉法に規定されている。事業所が他の市町村に所在する場合でも、調査等は可能である。県では、過去にも、市町村に対し適正に給付を行う観点から、実地の指導を検討するよう通

知している」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、保健医療部から「埼玉県県民健康福祉村の都市公園への変更について」及び「順天堂大学附属病院等整備の進捗状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告



副委員長 杉田茂実

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第90号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「資格要件を緩和するに当たり、国ではどのような検討がなされたのか。また、緩和によってどのような影響が生じるのか、安全性には問題がないのか」との質疑に対し、「国の検討会では、規模の小さな市町村の実情に比重を置き、どのようにケアするかという視点で議論されている。技術職員が多数在籍する企業局としては、現状で有資格者が不足するということはないが、今回の改正で布設工事監督者が増えることはメリットである。また、工事の完成後、施設を使う際には、水道技術管理者が水質や施設の最終的な検査を行うことなどから、条例の改正後も安全性は担保される」との答弁がありました。

また、「『全国的な水道に携わる職員数の減少』とあるが、全体の職員数が減っているためなのか。あるいは、水道事業特有の理由があるのか」との質疑に対し、「水道事業は市町村経営が原則とされており、特に小規模な市町村では、水道事業に携わる職員数もともと少ない。国の資料では、水道事業に携わる職員数は、ピーク時に比べて約37%減っているとされており、これが今回の改正につながっていると考えられる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「商店街の活性化施策について」質問が行われました。

その中で、「現在、県はどのような活性化施策を実施しているのか。また、商店街活性化の最終的な目的をどのように設定しているのか」との質問に対し、「県の商店街支援施策は、補助金事業、専門家派遣事業、人

材育成事業という大きく三つの柱で構成されており、担当職員が商店街に直接訪問し、個々の商店街の課題に応じた適切な施策を提案している。また、埼玉県商店街活性化条例の趣旨を重要視し、地域住民、ひいては県民のための活性化であると考え、日々取り組んでいる」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、産業労働部から「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）の整備について」、企業局から「災害発生時における県営水道の危機管理体制について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告



副委員長 深谷 顕史

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第83号議案について、「補正予算の増額要因とその効果は何か。また、道路事業と比べ河川事業の繰越明許費が大きいのはなぜか」との質疑に対し、「増額要因は、国からの交付金等が当初予算以上に配分されたためである。その効果は、令和7年度以降に実施予定の工事などが前倒して実施可能となり、事業の進捗が図られることである。また、河川事業の繰越明許費が大きいのは、全国的な半導体不足などにより、河川改修に伴う排水樋門のポンプ設備工事に不測の日数を要したことや、6月から10月まで洪水のおそれがあり、本格的な工事が実施できないことから、このタイミングで繰越明許費の設定を行うためである」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第89号議案について、「どのような背景で、国や都道府県などの建築物の審査・検査等を民間機関で行うことができるようになったのか」との質疑に対し、「大規模災害が発生すると、建築物の被災状況の確認などの業務に多くの人員を配置する必要がある。また、大規模災害後に公共施設の再建等の建築需要が生じると計画通知が急増することが想定され、行政での迅速な対応が困難になると見込まれるため、民間の機関で計画通知の審査・検査等が行えるよう法改正されたものである」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「埼玉県震災都市復興の手引きについて」質問が行われました。

その中で、「市町村において事前復興まちづくり計画の策定が進まない中で、県は市町村に対してどのような支援が必要と認識しているのか」との質問に対し、「国のガイドラインと計画策定に活用できる県の手引きについて、毎年実施している埼玉県都市事前復興会議などの場を活用して市町村に周知し、市町村の状況や判断に応じた計画が策定できるよう支援していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、都市整備部から「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域案の公表と施行条例の制定について」及び「埼玉県県民健康福祉村の都市公園への変更について」、下水道局から「下水道局経営マネジメント目標で定めた投資目標の改定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

文教 委員長報告



副委員長 高木 功介

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第83号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「医療的ケア児の通学支援について、現状の申請件数に対する承認状況はどうなっているか」との質疑に対し、「本年4月から9月における利用申請回数2,546回に対して1,138回の利用を許可しており、約45%となっている」との答弁がありました。

また、「4月から9月の申請回数に対しては45%の許可になっているが、今回の補正により、申請があれば全て許可ができるということか」との質疑に対し、「補正額の算定に当たっては、既に利用している方の今後の利用希望回数、今後利用が新たに見込まれる方の想定利用回数を基に積算した。現在10月以降の利用希望を募っているが、この分については100%賄えるものと考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託さ

れました第83号議案について、採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「いじめ問題について」及び「県立学校空調設備整備事業費補助金について」質問が行われました。

その中で、「いじめ問題に関する課題は何か。また、学校は実際に子供たちがいじめられていることを把握したとき、具体的にどのように対応するのか」との質問に対し、「課題は、教職員がいじめを子供同士のトラブルと捉えてしまい、組織的な対応が行えずに深刻化することである。教職員がいじめかもしれないということ把握した場合や、児童生徒や保護者からいじめではないかなどの相談や訴えがあった場合、まずは被害児童生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら状況を適切に把握し、いじめ防止等対策組織において、対応方針を検討する。この方針に基づいて更に詳細な調査を行い、その結果を市町村教育委員会又は県教育委員会に報告する。事実確認の結果、いじめがあった場合は、組織で指導方針を検討し、その方針に基づき、いじめを行った児童生徒に対する指導等を行っている。いじめを受けた児童生徒又はその保護者には、安心して教育が受けられるよう、複数の教員で見守るなど支援している」との答弁がありました。

また、「いじめの予防という観点で、子供たちに対する啓発は集中的に授業で行われているのか」との質問に対し、「いじめ撲滅強調月間を11月に定め、その期間でいじめの防止に取り組んでいる。また、ネットいじめが増加傾向にあるため、ネットトラブルの事例等をまとめた『ネットトラブル注意報』を月に1回各学校に配付し、注意喚起を行っている」との答弁がありました。

次に、「県立学校空調設備整備事業費補助金は、普通教室の空調設備に係る電気代などの保護者負担が軽減されるにもかかわらず、特別教室等の空調設備を今後設置するために積み立てるなど、PTA等の会費の減額がされていない学校が7割近くあるのはどうか」との質問に対し、「補助金を受け入れることで必要なくなった普通教室分のPTA等の予算については、会費の増額を回避するために、特別教室等の空調に係る費用として相殺する形で使用することを今年度は認めている。PTAの総会等において、保護者に内容がよく理解された上で意思決定されるようお願いしている」との答弁がありました。

また、「PTAの意向もあるが、補助金の使い方がばらばらになっているため、予算の使い方について、保護者負担の軽減のためとの認識を忘れずに対応してほしいがどうか」との質問に対し、「補助金の執行管理の観点からも実情を速やかに確認し、適切に対応していきたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「埼玉県学校教育情

報化推進計画（案）について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告



副委員長 橋 詰 昌 児

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「過積載車両に対する指導・取締り」、「財務書類の報告誤りの再発防止」及び「今夏の大雨への対応」について質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「埼玉県ダンプカー協会に加入する業者は適切な重量で操業している一方で、加入していない業者の中には、違法な操業を繰り返す者も多いと聞いている。警察として今後どのように対応するのか」との質問に対し、「過積載車両は重大事故につながるものが懸念されることから、警戒活動を通じて過積載や整備不良等と認められる車両に対して、交通指導・取締りを継続的に実施していく」との答弁がありました。

次に、「今回の報告誤りにより、誤った予算執行や契約相手方への影響はあったのか。また、他部局との連携を含めて再発防止にどう取り組むのか」との質問に対し、「予算執行への影響や契約相手方への影響は生じなかった。今後は、複数の担当者によるチェックを徹底するとともに、他部局との連携については、企画財政部においても、根拠となる電算データを確認することで再発防止に努めていく」との答弁がありました。

次に、「大雨への対応において、職員が疲弊しないようどのように取り組んでいるのか。また、今回の災害対応での教訓と対策は何か」との質問に対し、「危機管理防災部の災害対応を行う職員は91人おり、ローテーションを組んで順番に対応するなど、一部の職員に負担がかからないよう配慮している。また、今夏の大雨の対応は長期間に及んだため、危機管理防災部門以外の市町村職員も災害対応に追われるケースが見受けられた。このため、危機管理防災部門以外の市町村職員に対しても迅速・的確に情報共有ができるよう、災害オペレーション支援システムの操作研修を充実させていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、警察本部から「災害対応体制について」、危機管理防災部から「ジェンダー視点による避難所開設等に関する標準手引き（素案）

の主な内容」についての報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告



副委員長 飯塚 俊彦

自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「農林業・農山村の循環型社会への貢献について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県産木材の利用促進に関する課題として、生産者の後継者不足が挙げられる。利益が生まれる仕組みがあれば解決できると考えるがどうか」との質問に対し、「県では山元に利益を還元する仕組みとして、令和4年度から、川上から川下までの特定の業者でサプライチェーンを構築し、その過程で発生する諸経費等が少なくなるように取り組んでいる」との答弁がありました。

次に、「県内市町村が整備した公共建築物の木造率の状況とその課題は何か。また、県産木材を利用促進するための課題と今後の取組は何か」との質問に対し、「国の統計では、令和4年度の木造率は5.2%である。課題は、県内市町村でも公共施設の木造化・木質化の取組に関する指針を策定しているが、専門知識やノウハウを有する職員の不足、木材利用に対する理解が浸透していないことである。また、県産木材の利用促進のためには、木造化に加え、木質化についても状況を把握する必要があるが、現状ではデータがない。今後、木質化率の調査方法も含め検討していく」との答弁がありました。

次に、「規格外農産物の利活用について、県では廃棄量や廃棄率を把握しているのか。また、廃棄せずに流通させる取組はあるのか」との質問に対し、「規格外農産物の廃棄量や廃棄率は把握していないが、流通や利活用の支援として、量販店の地場産コーナー設置の推進や加工品に活用する取組を支援している」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、本委員会に付託されております案件につきましては、

今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告



副委員長 横川 雅也

地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「地方財源の確保対策について」及び「地方創生・SDGsの推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系の構築を国に要望するに当たり、いざ検討が始まったときに有利な方向に導けるように、本県にとって望ましい税目や配分の基準をシミュレーションしておく必要があると考えるがどうか」との質問に対し、「Eコマースの進展等により特定の自治体に地方法人税収が偏在しているため、適切な偏在是正措置を講じるよう国に要望している。例えば、法人事業税は約3割を特別法人事業税として国に納付することとなっているが、これを引き上げる措置などが考えられる。地方ごとに様々な考え方や立場があるため、法に基づき望ましい偏在是正措置を国が検討するべきである」との答弁がありました。

次に、「埼玉県デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本指標の検証結果では、8指標中6指標が目標を達成するなど一定の成果が見られるが、一方でKPIを見ると、令和5年度はコロナ禍で制限されていた経済活動が本格的に再開されたにもかかわらず、半数以上の指標が未達成となっている。今年度は現戦略の最終年度であるが、各指標の達成に向けてどのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いが変更になり、事業活動の再開や強化が可能になったものの、コロナ禍の落ち込みからの全面的な回復基調には至っていない。一方、県行政手続のオンライン利用率が令和4年度は目標未達成であったものの、全庁的なDXの取組を推進した結果、令和5年度は目標を達成するなど、デジタル関

連では明るい材料もある。有識者会議の意見にもしっかりと耳を傾け、目標達成に向けて全庁一丸となって取り組んでいく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告

委員長 吉 良 英 敏



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「埼玉県道路公社」、「株式会社さいたまりバーフロンティア」及び「公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、埼玉県道路公社について、「E T Cが使えない有料道路は、県にとってもマイナスイメージになると考えるが、E T C導入を含めた施策や考え方はどうか」との質問に対し、「高速道路で使用しているE T Cは非常に高額であり、簡易型のネットワーク型E T Cでも、設置費用として約3億円かかる。また、収支が厳しい中で料金徴収期間も限られており、残りの期間中でのE T Cの導入に伴う費用回収が困難なため、導入については現在のところ考えていない」との答弁がありました。

次に、株式会社さいたまりバーフロンティアについて、「県内企業の活用、育成のためにも、ゴルフ場管理業務の分割発注など、県内企業が受注できるような工夫が必要と考えるがどうか」との質問に対し、「事業者の選定においては、総合評価方式による企画提案型入札を採用しているが、県内企業加算を設けることで、県内企業へ配慮している」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団について、「埋蔵文化財である史跡や土器は重要な地域内資源に位置付けられ、非日常的な対象物であるため、県民の関心を引く積極的な発信やきめ細かな展示が必要と考えるがどうか」との質問に対し、「今後、遺跡の紹介動画を新たに作成し、動画配信に力を入れていく。

また、発掘調査による出土品については、より丁寧に分かりやすく県民へ発信するため、ホームページのリニューアルを行っていく。さらに、展示については、魅力的な展示方法を工夫していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

副委員長 永 瀬 秀 樹



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」ですが、今回は、「地域医療について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「重症救急搬送患者の医療機関への受入割合が4回以上だった割合が、令和5年は改善されたものの、5か年計画の目標値とは大きな乖離がある。目標達成のための具体的な取組はどうか」との質問に対し、「今年度の新たな取組として、救急医療情報システムに、救急隊から医療機関へ動画や画像、チャットを送信できる機能を追加する。これにより、患者の状況などを速やかに医療機関と共有でき、救急搬送体制の強化が図られる。また、救急電話相談 #7119 の回線数を増強し、救急電話相談の体制を強化する」との答弁がありました。

次に、「過去10年の救急科医の増加率について、全国平均が50.5%であるのに対し、本県は118.9%であり大幅に増えているが、要因は何か」との質問に対し、「奨学金や研修資金の貸与制度において、救急科は特定診療科として特に力を入れており、県内には豊富な症例数を有する医療機関も多いことから魅力を感じて勤務していると考えている。また、令和4年までの10年間で、自治医科大学附属さいたま医療センター等、大規模な五つの病院が救命救急センターに指定されたことなども要因であると考えている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、

今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

副委員長 萩原 一 寿



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「先端産業の推進と企業誘致について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「SAITAMAロボティクスセンター（仮称）について、完成後、どの程度の企業参入を見込んでいるのか。また、県内企業に対する優遇措置はあるのか」との質問に対し、「本年8月現在、埼玉県ロボティクスネットワークに県内企業が267者参加しており、こうした企業が少しでも多く参入できるよう、支援していく。加えて、長期入居が可能な研究室を20室程度用意しており、企業などに入居してもらい、研究開発を進めてもらいたい。また、優遇措置については、入居企業の審査に当たって、県内中小企業の場合は審査点に加点するなど、配慮していく」との答弁がありました。

次に、「最近、物流施設の立地が目立つが、企業立地件数1,360件に占める物流施設の割合はどうか。また、雇用の創出状況はどうか」との質問に対し、「企業誘致においては、地域経済効果の高い物流施設を誘致するため、単なる倉庫ではなく、雇用創出効果の高い流通加工施設を誘致対象としており、これは全体の3割程度である。また、1施設当たり50人程度の雇用が生まれており、製造業にも劣らない雇用効果が生まれている」との答弁がありました。

次に、「産業用地面積が立地ニーズ面積を下回っているが、これを解消するため、どのような取組をしているのか」との質問に対し、「都市整備部、企業局及び産業労働部が連携して、市町村の産業用地の創出を支援するとともに、県の産業用地だけではなく、民有地も活用し、民間事業者の協力を得ながら、土地の確保に努めていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、

本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

副委員長 安藤 友 貴



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「災害に強い県土づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「無電柱化について、緊急輸送道路を重点的に進めるとのことであるが、現状の課題と今後の目標達成見込みはどうか」との質問に対し、「電線共同溝の整備には1キロメートル当たり約5.3億円かかると国から示されている。また、工期も400メートルの道路延長につき約7年かかると言われており、大きなコストがかかり、工期も非常に長いことが課題である。令和6年度に31路線32か所で事業を実施しており、5か年計画の目標に対し残り4.5キロメートルとなる。占有者との事前協議もおおむね整っていることから、令和8年度の目標達成に向けてまい進していく」との答弁がありました。

また、「水循環センターの2系列目の耐震化は、1系列目だけでは処理能力が心もとないため2系列目も耐震化するという認識なのか。また、どのくらいの年数を見込んでいるのか」との質問に対し、「地震発生後もできる限り通常の水処理を行うため、まずは1系列目を耐震化し、その後、計画的に2系列目以降も進めている。また、県の管理する九つの水循環センターのうち五つで水処理施設の2系列目以上の耐震性が不足しており、令和10年度末の完了を目指し進めていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告



副委員長 内 沼 博 史

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」ですが、今回は、「文化の振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県芸術文化祭では、高齢者の参加が多く、出品者や出品点数が減少していると感じており、今後、先細りを危惧している。若い世代や保護者の世代等が積極的に参加しやすい状況を作るべきと考えるが、今後の在り方についてどのように考えているのか」との質問に対し、「県としても、出品者の高齢化が問題であり、若手を取り込む必要があると考えている。そこで、埼玉県美術展覧会、通称県展では、昨年度に高校生奨励賞を創設して、各部門における高校生等の優秀作品を表彰した。さらに、今年度の県展から、書の部門において高校生等に限り、臨書及び模刻を出品できるように応募条件を緩和した。また、保護者の世代への取組として、『芸術文化ふれあい事業』では、子供だけでなく保護者にも文化芸術の体験や鑑賞機会を提供している」との答弁がありました。

次に、「多様な人々による芸術表現活動グループ『カンパニー・グランデ』の設立に当たっては、多くの応募があり、多様なバックグラウンドを持つ方々が活動しており、表現活動へのニーズの大きさが感じられた。今後も、更に多様な人々による芸術表現活動を幅広く支援していくことが重要であるが、県はどのように考えているのか」との質問に対し、「『カンパニー・グランデ』は、埼玉県芸術文化振興財団の近藤良平芸術監督が率いる新たなシアターグループで、年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様な人々が芸術文化に参加できる機会を提供し、そこから生まれる表現を追求することを目的とした財団の自主企画事業である。このほか、財団では、学生に対する活動支援など幅広い方々を対象にした取組を実施している。県としても、引き続き、財団と連携を図りながら、支援していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、本委員会に付託されております案件につきましては、